

当事務所の年内は12/27(火)まで、仕事始めは1/5(木)です。本年のご愛顧に感謝します。



「数百万円の銀行借入を会社でしたが私は名だけの代表者。もう一人の代表者が実際の経営者だが、返済の責任は私にあるのか?」との相談が続けてありました。リース契約でも同様ですが普通、代表者が複数いる場合、貸し手は必ず会社の総ての代表者を連帯保証人にして契約します。この”連帯”が要注意で、銀行等が債権の回収を確実にする保証制度の中では

名ばかりの連帯保証人には要注意!
代表者でも連帯保証人注意!

一番強力です。保証のパターンは主に①通常保証②共同保証③連帯保証…の3つですが、「まず主債務者に催告せよ」との「催告の抗弁権」、「主債務者への強制執行を検討せよ」との「検索の抗弁権」が③にはありません。又②であれば共同保証人で平等に分けての負担で

OKですが、それも③にはありません。年末にかけて資金繰りが厳しくなり、こうしたトラブルが予測されます。保証人になっている方は、契約書を一度再確認して、早めに専門家に相談してみては…



削り

当事務所と法律事務所連携して…法律事務所併設!

除



※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611